

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に
対する修正案要綱

第二 検討規定の追加等

一 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用が除外される厚生年金保険及び健康保険の適用事業所に係る労働者の総数に関する要件を令和十二年九月三十日までの間に撤廃することに
ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則新第二条第二項関係)

二 政府は、一の労働者の総数に関する要件を撤廃する措置を講じた場合において、国民健康保険制度の
在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険を適用しない短時間労働者の一週間の所定労働時
間を十時間未満とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするこ
と。

(附則新第二条第三項関係)

三 政府は、一及び二の措置を講ずる場合において、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大が中小
企業者に与える影響に鑑み、新たに厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる短時間労働者を使用す

る中小企業者の経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則新第二条第四項関係）

四 国民年金第一号被保険者の被保険者期間を延長することについての検討規定の検討の対象について、国民年金第一号被保険者の被保険者期間を「延長する」ことを当該期間を「四十五年とする」ことに改めること。

（附則新第二条第五項関係）

五 国民年金第三号被保険者の在り方についての検討規定を育児及び介護等の事情がある者にも配慮しつつ国民年金第三号被保険者の廃止に向けて早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定に改めること。

（附則新第二条第六項関係）

六 政府は、追納することができる国民年金の保険料を、国民年金の被保険者の資格を取得した日の属する月から国民年金の保険料の追納に係る厚生労働大臣の承認の日の属する月までの期間に係るものとするについて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（附則新第二条第七項関係）

七 政府は、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を支援するため、個人型年金において

国が支援金を拠出する制度の創設について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則新第二条第八項関係)

八 政府は、昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者であつて、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所以外の事業所で使用されていた者又は厚生年金保険及び健康保険の適用事業所で使用されていたものの厚生年金保険及び健康保険の適用が除外されていた者に対する老齢を支給事由とする給付に係る制度の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則新第二条第九項関係)

九 政府は、将来にわたり安心できる年金制度の在り方を審議するため、幅広い国民の意見を反映する観点から年金制度改革国民会議の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則新第二条第十項関係)

第二 法制上の措置等の規定の追加

一 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法に規定する調整期間の

見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により老齡基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齡基礎年金又は老齡厚生年金の受給権者の将来における老齡基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（附則新第三条の二第一項関係）

二 政府は、一の法制上の措置を講ずるに当たっては、老齡基礎年金の受給権者の前年の所得が一定の額を超えるときに当該受給権者に対して支給される老齡基礎年金の額のうち国庫負担分の額に相当する額の全部又は一部を国に返還する措置等を含め、一の法制上の措置による老齡基礎年金の給付水準の向上により必要となる国庫負担の額に充てるための安定した財源を確保することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則新第三条の二第二項関係）

三 政府は、一の法制上の措置を講ずる場合において、老齡基礎年金の額及び老齡厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齡基礎年金の額及び老齡厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるもの

とすること。

(附則新第三条の二第三項関係)

第三 施行期日等

- 一 第一及び第二は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定を整理すること。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に
対する修正案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の一部
を次のように修正する。

附則第一条第一項第一号中「次条第二項から第四項まで」を「次条（第一項を除く。）」に改め、「附則
第三条」の下に「第三条の二」を加える。

附則第二条第一項中「第四項」を「第十項」に改め、同条第二項を削り、同条第四項中「その在り方につ
いて検討を行う」を「育児及び介護等の事情がある者にも配慮しつつ第三号被保険者の廃止に向けて早急に
検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「延
長する」を「四十五年とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用が除外される厚生年金保険及び健康保
険の適用事業所に係る労働者の総数に関する要件を令和十二年九月三十日までの間に撤廃することについ
て検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の労働者の総数に関する要件を撤廃する措置を講じた場合において、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険を適用しない短時間労働者の一週間の所定労働時間を十時間未満とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前二項の措置を講ずる場合において、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大が中小企業者に与える影響に鑑み、新たに厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる短時間労働者を使用する中小企業者の経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第二条に次の四項を加える。

7 政府は、国民年金法第九十四条第一項の規定により追納することができる保険料を、国民年金の被保険者の資格を取得した日の属する月から同項の規定による厚生労働大臣の承認の日の属する月までの期間に係るものとするについて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

8 政府は、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を支援するため、確定拠出年金法第二条

第三項に規定する個人型年金において国が支援金を拠出する制度の創設について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 政府は、昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者であつて、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所以外の事業所で使用されていた者又は厚生年金保険及び健康保険の適用事業所で使用されていたものの厚生年金保険及び健康保険の適用が除外されていた者に対する老齢を支給事由とする給付に係る制度の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10 政府は、将来にわたり安心できる年金制度の在り方を審議するため、幅広い国民の意見を反映する観点から年金制度改革国民会議の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

(法制上の措置等)

第三条の二 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定す

る財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（第三項において単に「老齢厚生年金」という。）の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、老齢基礎年金の受給権者の前年の所得が一定の額を超えるときに当該受給権者に対して支給される老齢基礎年金の額のうち国庫負担分の額に相当する額の全部又は一部を国に返還する措置等を含め、同項の法制上の措置による老齢基礎年金の給付水準の向上により必要となる国庫負担の額に充てるための安定した財源を確保することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、第一項の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計

額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
附 則 (施行期日等) 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中国国民年金法第二十八条第五項第二号、第三十七条及び第二百二条第二項並びに附則第九条第一項及び第九条の三第三項の改正規定、第二条中厚生年金保険法第四十四条の三第五項第二号、第五十八条第一項第四号、第八十四条の六第三項第二号、第百条の二及び第百条の四第一項第三十七号並びに附則第十四条第一項、第二十三条第一項及び第二十八条の三第三項の改正規定、第六条、第十一条、第十三条及び第十六条の規定、第十八条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十六条第二項第一号イ、第十八条第一項、第二十条第一項第四号及び第三十一条第三項から第五項までの改正規定、第二十八条中確定給付企業年金法第八十二条の四（見出しを含む。）の改正規定、第三十三条中健康保険法第百九十九条第一項及び第二百四条第一項第二十号の改正規定並びに第三十四条の規定並びに次項及	附 則 (施行期日等) 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中国国民年金法第二十八条第五項第二号、第三十七条及び第二百二条第二項並びに附則第九条第一項及び第九条の三第三項の改正規定、第二条中厚生年金保険法第四十四条の三第五項第二号、第五十八条第一項第四号、第八十四条の六第三項第二号、第百条の二及び第百条の四第一項第三十七号並びに附則第十四条第一項、第二十三条第一項及び第二十八条の三第三項の改正規定、第六条、第十一条、第十三条及び第十六条の規定、第十八条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十六条第二項第一号イ、第十八条第一項、第二十条第一項第四号及び第三十一条第三項から第五項までの改正規定、第二十八条中確定給付企業年金法第八十二条の四（見出しを含む。）の改正規定、第三十三条中健康保険法第百九十九条第一項及び第二百四条第一項第二十号の改正規定並びに第三十四条の規定並びに次項及

び第三項並びに次条（第一項を除く。）、附則第三条、第三条の二、第四十条及び第四十一条の規定、附則第四十二条中雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百三十九条第二項の改正規定、附則第四十四条中社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）附則第十四項の改正規定（「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十五条の規定 公布の日

二〇一五年（略）

2・3（略）

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項から第十項までに定める事項を除く。）について

び第三項並びに次条第二項から第四項まで、附則第三条、第四十条及び第四十一条の規定、附則第四十二条中雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百三十九条第二項の改正規定、附則第四十四条中社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）附則第十四項の改正規定（「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十五条の規定 公布の日

二〇一五年（略）

2・3（略）

（検討等）

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項から第四項までに定める事項を除く。）について

て引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(削除)

2| 政府は、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適

用が除外される厚生年金保険及び健康保険の適用事業所に係る労働者の総数に関する要件を令和十二年九月三十日までの間に撤廃することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3| 政府は、前項の労働者の総数に関する要件を撤廃する措置を講

じた場合において、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険を適用しない短時間労働者の一週間の所定労働時間を十時間未満とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4| 政府は、前二項の措置を講ずる場合において、厚生年金保険及

び健康保険の適用範囲の拡大が中小企業者に与える影響に鑑み、

て引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2|

政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、

この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

新たに厚生年金保険及び健康保険の被保険者となる短時間労働者を使用する中小企業者の経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5| 政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者の被保険者期間を四十五年とすることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6| 政府は、第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この項において同じ。）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、育児及び介護等の事情がある者にも配慮しつつ第三号被保険者の廃止に向けて早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7| 政府は、国民年金法第九十四条第一項の規定により追納することができる保険料を、国民年金の被保険者の資格を取得した日の属する月から同項の規定による厚生労働大臣の承認の日の属する月までの期間に係るものとするについて検討を加え、その結

3| 政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者の被保険者期間を延長することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4| 政府は、第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この項において同じ。）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする。

（新設）

果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

8| 政府は、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保

を支援するため、確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金において国が支援金を拠出する制度の創設について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9| 政府は、昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日まで

の間に生まれた者であつて、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所以外の事業所で使用されていた者又は厚生年金保険及び健康保険の適用事業所で使用されていたものの厚生年金保険及び健康保険の適用が除外されていた者に対する老齢を支給事由とする給付に係る制度の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10| 政府は、将来にわたり安心できる年金制度の在り方を審議する

ため、幅広い国民の意見を反映する観点から年金制度改革国民会議の設置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第三条の二 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法

律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による老齡基礎年金（以下この条において単に「老齡基礎年金」という。）の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齡基礎年金又は厚生年金保険法による老齡厚生年金（第三項において単に「老齡厚生年金」という。）の受給権者の将来における老齡基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項の法制上の措置を講ずるに当たっては、老齡基礎年金の受給権者の前年の所得が一定の額を超えるとときに当該受給権者に対して支給される老齡基礎年金の額のうち国庫負担分の額に相当する額の全部又は一部を国に返還する措置等を含め、同項の法制上の措置による老齡基礎年金の給付水準の向上により必要となる国庫負担の額に充てられるための安定した財源を確保することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3| 政府は、第一項の法制上の措置を講ずる場合において、老齡基

礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じな
かったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び
老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和する
ために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。